

組織で共有・確認・判断・支援を

令和3年度が始まり、2か月が過ぎました。各学校では、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対策を講じながら、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高められるような教育活動を展開されていることと存じます。その反面、新しい環境になかなか馴染めず、人間関係のトラブルや心身の不調の訴えなど、諸問題の発生や対応の長期化が懸念されます。

管内における事故報告等の状況を踏まえて、今後の生徒指導で大切にしたいことを掲載しました。明日が待たれる学校づくりへの更なる取組の充実にお役立て願います。



生徒指導で大切にしたいこと

1 「命の大切さ」「自分を大切にすること」について

- ・どの子にも不安や不満な気持ちがあるという前提に立った違和感の共有
- ・小さなサインを見逃さないための状況把握
(サインを発していない児童生徒についても必要に応じて面談等の実施)
- ・SOSの出し方に関する教育、相談窓口や連絡方法の周知
- ・交通事故や水難事故防止、不審者対策のための危険予測と危険回避の指導

2 「新たな不登校を出さない」「安心して過ごせる学校づくり」について

- ・初期対応の徹底(3日間連続欠席→家庭訪問、7日間連続欠席→支援チーム編成など)
- ・魅力ある学校づくりの推進(生徒指導の3つの機能を生かした授業改善、居場所づくりと絆づくり)
- ・学校と家庭、専門家や関係機関等との継続的な連携(支援シートの組織的な活用)
- ・ICT等を活用した学習支援や相談支援の積極的な実施

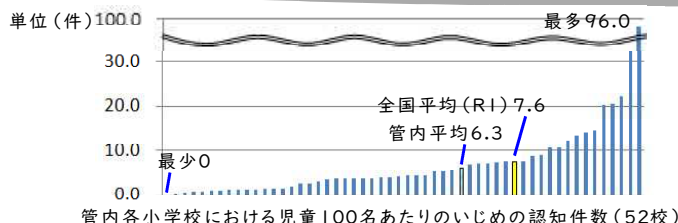
3 「いじめの早期発見・早期解消」「積極的な認知」について

- ・いじめは「どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という認識
- ・日常的な観察、定期的な面談・アンケートの実施と情報共有
- ・学級担任等の抱え込みをさせない「学校いじめ対策組織」による迅速かつ的確な対応
- ・マスクをしていない、咳をしている、熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見や差別が生じないような配慮

4 「インターネットの適切な利用」について

- ・SNS等を介して被害者にも加害者にもならないための指導の徹底
(身近な問題・自分事として捉え、考えるような指導の工夫)
- ・個人情報や個人に対する誹謗中傷を送信・転送しないことの意味など具体的な指導
- ・インターネットの利用に係る話し合いやルールづくり、その遵守の必要性についての指導

管理職に「いじめの情報」届いていますか



グラフは、昨年度の管内における児童・生徒100名あたりのいじめの認知件数を示しています。管内や全国の平均と比較して、勤務校の認知件数はいかがでしょうか。いじめを積極的に認知することで教職員に負荷が生じますが、負荷を受け入れ、組織的に対応することが「いじめ防止対策推進法」に沿ったいじめ対応の第一歩です。